

令和7年度 第2回野洲市国民健康保険運営協議会 会議録

【確定版】

○日時場所:令和8年1月22日(木)14時から 15 時40 分

市役所 第5会議室

○出席委員:公益代表…松野 久和、水谷 威彦

保険医・保険薬剤師代表…白井 博志、桂 基博、飯田 健一

被保険者・被用者保険代表…坂口 俊行、杉田 浩一郎、

立入 三千男 (敬称略)

○出席職員:井出健康福祉部部長、山本健康福祉部次長

對馬保険年金課長、岡本保険年金課長補佐、野瀬保険年金課係長

「次第3・議題」

①令和8年度国民健康保険の納付金・保険税の算定(本算定)について ~資料1

【事務局説明の概要】

<野洲市の現状> ~資料 P1-2~

・被保険者数は、令和7年度の被保険者数と世帯数(12月時点の平均)は、前年度と比較して、被保者数△1.8%・世帯数△3.2%、令和3年度からは被保者数△11.8%・世帯数△16.8%と減少しており、年平均で被保者数△3.0%・世帯数△4.2%の減少となっている。

・保険給付(折れ線グラフ)は、保険給付費総額では減少しつつも大きな増減がない。

・一方で、被保険者1人当たりの給付額(棒グラフ)だと、令和7年度の被保険者数一人あたりの保険給付金額(12月時点見込)は、前年度比8.3%増となる見込みで、令和3年度からは16.1%増加しており、年平均4.0%で増加している。

・一人あたりの保険税額は、令和3年度は、コロナ禍により所得が減少した結果、1人あたりの保険税が減少し、令和4年度は減額改正と所得の減少によりさらに一人あたりの保険税額は減少。令和6年度は、前年度比+2.4%となった。令和7年度は税率を改定したことに加えて、被保険者の所得が増額していることにより、前年度比+17.5%増額となった。

・国保税率を安定的に推移させるために国保財政調整基金の活用をしてきたが、令和2年度、3年度、4年度はコロナ禍の医療給付の減少や県費の大幅な投入等により、基金の活用も最小限にとどまり、令和4年度末の基金残高は4億1千7百万円にとどまっている。しかし、令和5年度納付金算定において、県費投入で不透明となっていた医療費の増嵩分が本来のあるべき水準となり、この反動により市の保険税率と令和5年度の県が示す標準保険税率との乖離が大きくなったため、税率を維持するために1億5千万4百万円の基金投入を行い、令和5年度末の基金保有高は、2億6千4百万円となった。

・令和6年度も現行税率を維持するため、1億4千2百万円の基金を活用したが、一方で決算剰余金のうち1千2百万を積み立てた結果、年度末基金残高は1億3千4百万円になった。

・令和7年度は税率を改定したため、基金の活用は5千2百万円、令和6年度の決算剰余金のうち800万円を積み立て、年度末基金残高は9千万円を見込んでいく。

<国民健康保険の納付金と保険税との関係について>～資料P3～

・国民健康保険の納付金と保険税との関係については、まず、被保険者が医療機関に掛かれ、診療代金の自己負担分(2～3割)を支払う。残りの分(7～8割)は、市国保が保険給付費として医療機関に支払う。このほか出産に係る費用や葬祭に係る費用の一部を市国保から給付している。この給付に係る費用は県支出金として全額市国保に交付されることで収支を回している。県はこの交付金の財源として、市国保に納付金を求めることになる。市国保は、この納付金を収めるために国保税として被保険者から集めることになる。このことから、国保税率はこの納付金額より算定することになる。このような仕組みとなったのは、県が国保の財政運営主体となった平成30年度からである。

・保険税の算定基礎となる金額は、医療給付に係る費用から前期高齢者交付金を差し引いた金額を公費負担と保険税で半分ずつ負担している。現在の前期高齢者負担金は、医療給付の約1/3を占めているので、保険税として納める納付金額は給付額の約1/3の金額で計算している。

・資料3の予算概要にある歳出の保険給付費と納付金を比較すると、おおよそこの割合になる。また、納付金から各種の財政支援される分を差し引いた金額で保険

税を算定しているため、歳入の国保税額はこの納付金額からさらに減額された数値となる。

<令和8年度県納付書及び保険料(税)の確定係数での算定>～資料 P3-4～

・納付金算定におけるこれまでの経過については、12月19日に県による仮係数による納付金・標準保険料率の通知があり、野洲市として令和7年度に国保税率に改正した現行税率において、この納付金額における保険税試算と基金残高を検証したところ、基金を活用すれば現行税率を維持できること、基金がある状況では増額を行う理由がないことから、税率改正は行わないことでの調整を決定した。

・1月9日に県による確定係数を用いた納付金・標準保険料率の出力帳票が提供され、この数値に基づく保険税算定と予算編成をし、1月22日、本日のこの運営協議会で審議を行う。

・なお、確定係数による納付金・標準保険料率の正式な通知は、県予算案公表後の令和8年2月上旬に予定されている。万が一変更があった場合は、現保険税率は変更しないこととし、それ以外の予算(主に財調基金)に変更を加えることとする。

・続いて、県から提示された令和8年度県納付金及び保険料(税)の確定係数については、一人あたり医療費の増減率として実績より3.4%の増、診療報酬改定分として1.54%の増が見込まれている。さらに子ども・子育て支援金を除いた納付金の額を前年度比3%以内で抑えるため、3億円の県の剰余金を投入する形になっている。

・この条件のもと、確定係数で示された野洲市の令和8年度納付金額は、表のとおりとなる。まず、前年度納付金額と比較して、総額で2,190万円、約2.0%の増額となっている。参考の仮算定の金額よりかは、幾分抑えられた額となっているが、1人当たりになると約6,000円の増額となった。

<令和8年度国民健康保険税について>～資料 P4-5～

・4ページ下段に令和8年度の国保税率案を示す。医療保険分、後期高齢者支援分、介護分は現行税率と県統一保険料率に乖離があるが、国保財政調整基金を活用することで据え置ける見込みである。

・新設の子ども・子育て支援納付金分は、県統一の標準保険税率から均等割と平等割の端数を除いた額を設定した。端数分は財政調整基金で対応する予定である。

・令和8年度は令和7年度改定後の税率を維持し、令和9年度の統一に向けて移行する。

・5ページは、今後の保険料(税)率の推移見込みを、今回の税率算定を基に示している。

・青のラインは県の標準保険料である。令和 9 年度は、令和 8 年度本算定から 1 人当たりの医療費(後期・介護・子ども分を含む)が年約 3.4%増加すると想定している。オレンジのラインは野洲市の保険税率に基づく 1 人当たりの保険料の推移である。令和 8 年度は子ども・子育て支援分の新設に加え、保険税の算定基礎となる所得額の推計が上昇しているため上昇している。令和 9 年度の統一化に向けて、県の標準保険料率に合わせる方向となる。

・野洲市は標準保険税率への統一に向かうこと、国保財政調整基金を活用して医療保険分・後期高齢者支援分・介護分の税率を令和 7 年度から据え置くこと、ならびに子ども・子育て支援納付金分を新設することを承認いただきたい。

【質疑及び意見】

(委員)被保険者数の減少の原因は何なのか。

(事務局)一番大きな理由としては、社会保険に加入された方が増えたというのがあります。国の方針で社会保険の適用拡大が図られており、直近では令和 6 年に事業所規模 51 人以上の短時間労働者まで社会保険適用が拡大され、今後もさらに対象を広げる方針があるため、これまで国保を選んでいた人々が社会保険に移行していることが大きな要因です。もう一つの要因は人口の多い世代が後期高齢者医療の方に移動しているということがあります。このことから今後は減る一方になると考えられ、所得のある方と所得の少ない方、二極化が進むのではないかと懸念しているところです。

(委員)2 ページ、被保険者数が減っているのに保険税が上がっているのはなぜか。

(事務局)1 人あたりの保険料であるため人が減っているから保険料が上がっているというのではなく、医療にかかる分の約 3 分の 1 を保険料からいただくという中で、医療費が上昇していて一人当たりの医療費が上がっているため、多く集めなくてはいけないというのが実情となっています。

(委員)応能割と応益割があると思うが、何%ずつになっているのか。

(事務局)算定時点では 50%50%になるように計算しています。

【令和8年度国民健康保険の納付金・保険税の算定(本算定)について採決】

・異議なしのため、事務局案のとおり改正を行う。

②国民健康保険税条例の一部改正案の概要について ～資料 2

【事務局説明の概要】

・本改正は、国の法改正に伴い、急速な少子化に対応するための子育て施策を抜本的に強化することを目的としている。児童手当の拡充や育休給付の充実といった施策の財源を、医療保険制度を通じて全世代・全経済主体で公平に支え合うため、令和 8 年度(2026 年度)より新たに「子ども・子育て支援金分」を導入するものである。この制度導入により、高校生年代までの子ども一人あたりの給付額は、平均で約 146 万円の改善が見込まれている。

・課税の仕組みについては、従来の「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」に、4 つ目の柱として「子ども・子育て支援金分」を追加する。これは国民健康保険加入者のみならず、社会保険等を含むすべての医療保険加入者が対象となる。

・具体的な税率案は、県の標準保険料率を参考に、所得割 0.27%、均等割 1,100 円、平等割 700 円とし、課税限度額は国の定める 3 万円に設定する。この試算に基づくと、被保険者 1 人あたりの負担増は月額約 280 円(年額 3,354 円)となる見通しであり、これは国が当初示した金額水準と一致する。

・負担軽減のための措置として、18 歳未満(高校生年代まで)の子どもに係る均等割額については全額免除とし、均等割の対象を 18 歳以上の加入者に限定する。また、低所得世帯に対する「7・5・2 割軽減」についても、既存の保険税と同様に判定を行い、負担の軽減を図るものとする。

・今後のスケジュールとしては、令和 8 年 4 月 1 日の施行を目指し、本説明の内容に基づき関係条例の改正案を議会へ提出する予定である。

【質疑及び意見】

(委員)野洲市の予算への影響額はどのくらいなのか。

(事務局)保険税としては約 2,000 万円、納付金としては約 2500 万円と見込んでいます。

(委員)子ども・子育て支援金の使い道は公表されるのか。市でどこまでわかるのか。現時点でわかる範囲でよいので教えてほしい。

(事務局)今後どのように情報が公開されるかわからないのですが、参考資料に書いてある6事業について負担してくださいと、最終的に 1 兆円を目指す形になっています。どこで使われたかとなると、恐らく国で集めた総額は国の決算書を見ればわかると思いますが、国保の分となると細かくは出てこないのではないかと予想しています。

(委員)皆さん何に使われたか実感があるほうが良いと思う。できるかぎり市民の方にわかるような形でお願いしたい。

(委員)こちらは毎年上がっていくのですか。下がることはあるのか、見込を教えてください。

(事務局)10年度までは増えていく形になっています。そこからは止まるのではないかと感じている。子どもが減れば減ることもあるかもしれないが、少子化対策なので増える可能性もあります。

(委員)11年度もあるのか。

(事務局)現時点では恒久的にあるものと理解していただきたいです。

※国民健康保険の範囲ではないご意見については、担当課にお伝えさせていただき、議事録では省略いたしました。

【国民健康保険税条例の一部改正案の概要について採決】

・異議なしのため、事務局案のとおり改正を行う。

「次第4・報告事項」

①国民健康保険事業特別会計 令和8年度予算案の概要について ～資料3～

【事務局説明の概要】

・資料3より令和8年度国民健康保険事業特別会計の予算案を主な予算について説明。

<歳入>

・款1国民健康保険税は、8億4,058万3千円。保険税改正に伴い、前年度比5.3%増。

・款3国庫支出金は、7千円。

・款4県支出金は、32億9,265万8千円。前年度比1.4%増。高額療養費の制度変更に伴うシステム改修費用等の財政支援により特別調整交付金が大幅に増額となっている。

・款6繰入金は、3億5,904万3千円。前年度比△5.8%減。主な要因としては、制度変更に伴う事務費繰入金の減額、出産育児一時金に係る一般会計繰入金の廃止、および財政調整基金の減額が影響している。

・款7繰越金は、100万円。

・款8諸収入は、833万3千円。

<歳出>

・款1総務費は、9,304万8千円。前年度比0.9%増。制度変更に伴い諸費用は減少しているが、高額療養費制度の変更に対応するためのシステム改修委託料が発生したことが増額要因。

・款2保険給付費は、32億1,861万2千円。前年度比1.2%増。

・款3国民健康保険事業費納付金は、11億1,791万円。前年度比2.0%増。

・款4保健事業費は、6,570万8千円。前年度比9.6%増。

・款5基金積立金は、91万1千円。前年度比238.7%増。

・款6諸支出金は、572万5千円。前年度比△9.5%減

・款7予備費は、100万円。前年度比△50.0%減

・歳入歳出総額45億291万4千円。

【質疑及び意見】

(委員) 予算の歳入で延滞金が増えているのはなぜか。

(事務局) こちらは税務納税課で計算して、現時点での実績から予測して予算にあげているものになります。減る方がよいものではありませんが、滞納額に一定の割合をかけたものになるので保険税が上がると増える形になると考えています。

(委員) 出産育児一時金繰入金が皆減になっているけれども、新年度のその分はどこから組み替えられるのか。

(事務局) 出産育児一時金の繰入金については、国から市町に財政措置されていて、その分3分の2を一般会計から国保に繰り入れるというルールになっていたのですが、現在出産費用というのは後期高齢等の他の保険者から一定額集めて、その分は保険料から減額する形に切り替えつつあります。その中で一方的に来年度から財政措置をやめるという通知が国から県に来まして、市町も国保特会に繰り入れるための出産育児一時金の財源というのはもう下りてこない形になりましたので、制度がなくなり収入としてもゼロになるという形になります。市の払う分は普通交付金で賄えるのですが、県の方が実質減額という形になっています。

(委員) 財源などのことはわからないけれども、今後支出の方で、健診なども含めて減らしていけるところも考えないといけないのではないかと。

(事務局) おっしゃった通りで加入者が減っていく中で1人当たりの医療費がどんどん増えるというような、1人当たりの医療費が増えていくことをできるだけ抑えるために、いわゆる健康寿命の延伸ということで、特定健診の勧奨でありますとか、

ジェネリック医薬品の推進でありますとか、そういった医療費適正化に向けたそういった取り組みも引き続き努めていくというようなこととなります。なかなかご自身の健康意識を高めるということは非常に難しいところもありまして、特に若い方には検診受けていただけない、ご自身がまだ健康だと思い込まれているところもあるので、工夫を凝らして、自ら健康作りに取り組んでいただけるような努力を今後してまいりますので、また引き続きご指導御協力よろしくお願いたします。

(委員)保健事業費の方でシステム保守委託料が今年から発生していますが、これは各課ごとにあげているのか。

(事務局)今回のシステム変更は、高額療養費の算定に係る部分でまだ予定ではありませんが、国民健康保険のみの内容ですので、国保特会で予算を措置する形となります。

【その他質疑・意見】

特になし

《閉会15時40分》